

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は中国四国厚生局長に下記の届出をおこなっております。

(令和6年6月1日現在)

(別添2の1) 保険外併用療養費

限度を超えたリハビリテーションの費用

リハビリテーションは1日6単位(120分)までと定められていますが、特にご本人からのご要望があって、自己負担される場合は、リハビリテーションの時間を増やすことができます。なお、疾患別リハビリテーションの区分によって料金が異なります。

• <u>脳血管疾患等リハビリテーション</u>	1単位	2,200 円
• <u>運動器リハビリテーション</u>	1単位	2,040 円
• <u>呼吸器リハビリテーション</u>	1単位	1,930 円
• <u>廃用症候群リハビリテーション</u>	1単位	1,610 円

3) 限度を超えた腫瘍マーカー検査の費用

腫瘍マーカーの検査は原則1回限りと定められていますが、特にご本人からのご要望により、自己負担される場合は、2回以上の検査をすることができます。なお、検査の種類によって料金が異なります。

• <u>AFP α-フェトプロテイン</u>	1回	1,140 円
• <u>CEA 癌胎児性抗原</u>	1回	1,120 円
• <u>PSA 前立腺特異抗原</u>	1回	1,400 円
• <u>CA19-9</u>	1回	1,400 円

4) 特別な療養環境の提供(個室)

- 一般病棟4室〔213号 215号 216号 217号〕
- バス、トイレ、洗面台、冷蔵庫、床頭台、ミニ食卓
- 1日 3,300 円